

マリナタウン・リバーラガーデン住宅団地管理組合法人
マリナタワー (I 棟) 棟部会
会長..... 殿

20 年 月 日

倫理規定同意書

当社は、御棟部会との工事請負契約又は物品売買契約を締結するにあたり、下記倫理規定に関し積極的に同意することを宣言いたします。

- (1) (以下「当社」という) の従業員は遵法精神に則り、リバーラガーデン I 棟区分所有者 (以下「顧客」という) の利益を最大限に守るように務める。
- (2) 当社は、顧客に対し、その業務の適正・公平さを保つために必要な全ての情報を開示したうえで、専門家としての業務を公平かつ合理的な方法で提供する。
- (3) 当社および従業員が業務に際し受領する報酬は、顧客からの支払い、報酬のみとし、関連業者からのリベート、インセンティブ、バックマージン等の金銭を一切受け取らない、また関連業者にそれら金銭を支払わないことを約束する。
- (4) 上記違反した場合は、顧客が損失を被ったと推定される額を損害賠償金及び違約金として顧客に支払うことに同意する。
- (5) 当社は、業務上知りえた顧客の秘密を守り、節度ある行動をとるとともに、契約終了後においても同様とする。
- (6) 当社は、当社が関わる全ての施工元請け会社、下請け会社、職人にたいしても当倫理規程を遵守する行動をとるよう求める。

以上